

国立大学法人九州大学職員表彰規程

平成16年度九大就規第21号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月30日
(令和4年度九大就規第57号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第43条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰を受ける者)

第2条 就業通則第43条第1項第1号の業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合に表彰する職員は、次のいずれかの表彰基準を満たす者とする。

- (1) 他の職員の自己啓発に繋がるなど、特に真摯な態度で業務を行う者
- (2) 教育面で、他の教員の模範となる者
- (3) 前2号に相当する者

2 就業通則第43条第1項第2号の業務上特に顕著な功績があった場合に表彰する職員は、次のいずれかの表彰基準を満たす者とする。

- (1) 業務の成果が社会に対して特に貢献のあった者
- (2) 本学の教育又は研究の活性化に特に貢献のあった者
- (3) 前2号に相当する者

3 就業通則第43条第1項第3号の永年勤続し、勤務成績が良好な場合に表彰する職員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、勤務成績が良好である者とする。

- (1) 勤続20年に達した者
- (2) 勤続30年以上の者で退職する者

(表彰の回数)

第3条 前条第3項各号による表彰は、それぞれ1人1回とする。

(表彰状の授与)

第4条 表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品の贈呈又は報奨金の支給をすることができる。

(表彰の日)

第5条 表彰の日は、次の各号に定める日とする。ただし、別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1項若しくは第2項又は就業通則第43条第1項第4号の規定により表彰する職員 本学記念日
- (2) 第2条第3項第1号の規定により表彰する職員 勤労感謝の日
- (3) 第2条第3項第1号の規定により表彰する職員で、前号に規定する表彰の日前に退職する職員 退職の日
- (4) 第2条第3項第2号の規定により表彰する職員 退職の日

(表彰を受ける者の決定)

第6条 第2条の表彰を受ける者は、総長、各部局長若しくは事務局長又は総長が別に定める者の推薦に基づき、総長が決定する。

2 推薦の期日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1項及び第2項並びに就業通則第43条第1項第4号に規定する表彰 前年度分について毎年4月10日
- (2) 第2条第3項に規定する職員の表彰 表彰する日の2月前
(勤続期間の計算)

第7条 第2条第3項の勤続期間の計算は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 就業通則第2条第1項第2号から第7号に規定する職員（同条第2項に規定する職員は除く。）の在職期間は、すべて通算する。
- (2) 本学以外の官公庁等の職員（官公庁等以外の教育関係の業務に従事した職員を含む。）として在職した期間がある場合においては、表彰の日の属する本学在職期間に引き続く当該在職期間に限り第2条第3項第1号又は第2号の年数の2分の1を超えない範囲で通算することができる。
- (3) 本学に包括された学校（包括される以前を含む。）の在職期間は、本学の在職期間に引き続く期間に限り本学の在職期間とみなす。
- (4) 特定有期病院医療職員及び有期契約職員にかかる在職期間は、引き続き就業通則第2条第1項（同条第2項に規定する職員を除く。）に規定する職員となった場合について、その引き続く在職期間に限り通算することができる。
- (5) 在職期間中に就業通則第12条第1項の規定による休職の期間（第1号（業務上の負傷又は疾病による休職の期間に限る。）、第3号、第4号及び第6号の規定による休職期間を除く。）を含むものについては、当該休職の期間（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。次号において同じ。）を2分の1に減じて計算する。
- (6) 在職期間中に就業通則第39条第1項に規定する育児休業等の期間を含むものについては、当該育児休業等の期間を2分の1に減じて計算する。
- (7) 就業通則第44条第2項第1号に規定する懲戒解雇及び第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けたものについては、当該処分を受けた時以前のすべての在職期間を除外して計算する。
- (8) 在職期間中に就業通則第44条第2項第3号に規定する出勤停止の期間を含むものについては、当該期間を除外して計算する。

2 前項の在職期間の計算は、官公庁等の職員となった日の属する月から表彰の日の属する月（退職したものにあつては、退職した日の属する月）までの月数による。

(期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱い)

第8条 就業通則第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱いで、この規程の定めを適用しない事項については別表1のとおりとし、この規程の定めを適用せず、他の規則において定める事項については別表2のとおりとする。

(期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱い)

第9条 就業通則第2条第3項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱いで、この規程の定めを適用しない事項については別表3のとおりとし、この規程の定めを適用せず、他の規則において定める事項については別表4のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）附則第4条の規定により本学の職員となった者の第7条第1項に規定する在職期間の計算については、その者の国立大学設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学、九州大学医療技術短期大学部及び九州芸術工科大学の職員としての在職期間を本学の職員としての在職期間とみなして取り扱う。

附 則（平成16年度九大就規第52号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第30号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第28号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第25号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第25号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第57号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
特定有期事務・技術系職員	第 2 条第 3 項（表彰を受ける者） 第 3 条（表彰の回数） 第 7 条（勤続期間の計算）
再雇用職員	第 2 条第 3 項（表彰を受ける者） 第 3 条（表彰の回数） 第 7 条（勤続期間の計算）
有期契約職員	第 2 条第 3 項（表彰を受ける者） 第 3 条（表彰の回数） 第 7 条（勤続期間の計算）
パートタイム職員	第 2 条第 3 項（表彰を受ける者） 第 3 条（表彰の回数） 第 7 条（勤続期間の計算）

別表 2（第 8 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別に定める規則名及び条項
特定有期事務・技術系職員（特定有期病院医療職員を除く。）	第 2 条第 1 項及び第 2 項（表彰を受ける者） 第 5 条（表彰の日） 第 6 条第 2 項（表彰を受ける者の決定）	特定有期事務・技術系職員就業規則第 7 条 特定有期事務・技術系職員就業規則第 7 条 特定有期事務・技術系職員就業規則第 7 条
特定有期病院医療職員	第 2 条第 1 項及び第 2 項（表彰を受ける者） 第 5 条（表彰の日） 第 6 条第 2 項（表彰を受ける者の決定）	特定有期事務・技術系職員就業規則第 10 条 特定有期事務・技術系職員就業規則第 10 条 特定有期事務・技術系職員就業規則第 10 条

再雇用職員	第2条第1項及び第2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	再雇用職員就業規則第14条 再雇用職員就業規則第15条 再雇用職員就業規則第16条
有期契約職員	第2条第1項及び第2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	有期契約職員就業規則第13条 有期契約職員就業規則第14条 有期契約職員就業規則第15条
パートタイム職員	第2条第1項及び第2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	パートタイム職員就業規則第13条 パートタイム職員就業規則第14条 パートタイム職員就業規則第15条

別表3（第9条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
特定有期事務・技術系職員（無期転換者）	第2条第3項（表彰を受ける者） 第3条（表彰の回数） 第7条（勤続期間の計算）
再雇用職員（無期転換者）	第2条第3項（表彰を受ける者） 第3条（表彰の回数） 第7条（勤続期間の計算）
有期契約職員（無期転換者）	第2条第3項（表彰を受ける者） 第3条（表彰の回数） 第7条（勤続期間の計算）
パートタイム職員（無期転換者）	第2条第3項（表彰を受ける者） 第3条（表彰の回数）

別表4（第9条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別に定める規則名及び条項
特定有期事務・技術系職員（特定有期病院医療職員を除く。） （無期転換者）	第2条第1項及び第2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条
特定有期病院医療職員（無期転換者）	第2条第1項及び第2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第8条
再雇用職員（無期転換者）	第2条第1項及び第2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	再雇用職員（無期転換者）就業規則第5条 再雇用職員（無期転換者）就業規則第5条 再雇用職員（無期転換者）就業規則第5条
有期契約職員（無期転換者）	第2条第1項及び第2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	有期契約職員（無期転換者）就業規則第6条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第6条 有期契約職員（無期転換者）就業規則第6条
パートタイム職員（無	第2条第1項及び第	パートタイム職員（無期転換者）就業

期転換者)	2項（表彰を受ける者） 第5条（表彰の日） 第6条第2項（表彰を受ける者の決定）	規則第6条 パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条 パートタイム職員（無期転換者）就業規則第6条
-------	--	---